

○関係法令等(抜粋)

【委任規程】

●個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（令和5年4月1日施行）

（写しの送付の求め）

第二十八条 行政機関の長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、個人情報保護委員会規則で定める方法により納付しなければならない。

2 独立行政法人等の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。

3 独立行政法人等は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。
この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

5 地方独立行政法人の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、地方独立行政法人の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。

6 地方独立行政法人は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

●個人情報の保護に関する法律施行条例

（条例個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第三条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイル（法第七十四条第二項第九号に掲げる個人情報ファイルに限る。以下この条において「条例個人情報ファイル」という。）について、次の各号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（第三項において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

一 条例個人情報ファイルの名称

二 当該実施機関の名称及び条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 条例個人情報ファイルの利用目的

四 条例個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として条例個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項において「記録範囲」という。）

五 条例個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この項及び次項において「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 法第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

九 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次の各号に掲げる条例個人情報ファイルについては、適用しない。

一 法第七十四条第二項第一号から第四号まで及び第六号から第八号まで並びに第七十五条第二項第二号並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十条第三項各号のいずれかに該当する条例個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る条例個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した条例個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前各号に掲げる条例個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める条例個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

（不開示情報の例外）

第四条 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）第八条第二号ハに掲げる情報のうち同号ハに規定する公務員等（警察職員であって規則で定めるものを除く。）の氏名（同条例第八条第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当するものを除く。）とする。

【手続規程】

●個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律第57号)(令和5年4月1日施行)

（定義）

第六十条

1 （略）

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3～5 （略）

●個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（令和5年4月1日施行）

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第二十一条 行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第七十五条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第七十四条第二項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 法第七十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 法第七十五条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第七十五条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

●千葉県個人情報保護条例第十七条第二号ハの警察職員を定める規則（平成17年4月1日規則第65号）

千葉県個人情報保護条例（平成五年千葉県条例第一号）第十七条第二号ハに規定する規則で定める職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 警部補以下の階級にある警察官

二 前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員

●知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成5年9月17日規則第72号）

（行政文書の写し等の供与に要する費用等）

第十九条 条例第二十七条第一項の規定により行政文書の写し等の交付により個人情報の開示を受ける者は、あらかじめ、条例第二十九条本文の規定による当該写し等の供与に要する費用を納付しなければならない。

2 条例第二十七条第三項の規定により、同条第一項の規定による開示を写し等の交付により受

ける者で、当該写し等の送付を希望するものは、あらかじめ、条例第二十九条本文の規定による費用のほか、当該写し等の送付に要する費用と同額の郵便切手又は知事が定めるこれに類する証票（以下「郵便切手等」という。）を送付しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定により郵便切手に類する証票を定めたときは、これを告示するものとする。